国会事項

開会式

第百八十回国会の開会式は、一月二十四日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

今日、わが国をめぐる内外の諸情勢はまことにきびしく、震災からの復興や社会基盤の再構築など緊急に解決すべき幾多の重要問題があります。

われわれは、この際、わが国をとりまく現状を深く認識し、内政、外交の各般にわたり、すみやかに必要な施策を講じ、国民生活の安定向上に万全を期するとともに、国際社会の一員として、諸外国との相互理解と協力を一層深め、世界の平和と繁栄に寄与していかなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法に基づき、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百八十回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

一月二十日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　藤原　良信　　補欠　牧山ひろえ
辞任　水戸　将史　　補欠　西村まさみ

又一月二十三日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　西村まさみ　　補欠　水戸　将史
辞任　牧山ひろえ　　補欠　藤原　良信

報告書受領

一月二十日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告

政府特別補佐人承認

一月二十日横路議長は、野田内閣総理大臣申出の次の者を、第百八十回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　江利川　毅
内閣法制局長官　山本　庸幸
公正取引委員会委員長　竹島　一彦
公害等調整委員会委員長　大内　捷司

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十四年一月二十四日（火曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　常任委員長の選挙

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十四年一月二十四日（火曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　国務大臣の演説に関する件

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

一月二十三日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　西村まさみ　　補欠　水戸　将史
辞任　牧山ひろえ　　補欠　藤原　良信

政府特別補佐人承認

一月二十三日平田議長は、野田内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百八十回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　江利川　毅
内閣法制局長官　山本　庸幸
公正取引委員会委員長　竹島　一彦
公害等調整委員会委員長　大内　捷司

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する　吉田　晴美
文部科学大臣秘書官に任命する　瀧澤　直樹
国務大臣秘書官に任命する　矢島　光弘
松原国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官に任命する　本庄　知史
岡田国務大臣附を命ずる
法務大臣秘書官　野田　真夫
文部科学大臣秘書官　今泉　佳子
防衛大臣秘書官　矢野　信彦
国務大臣秘書官　内田　優香
同　坂田　顕一
願に依り本官を免ずる（各通）（以上一月十三日）　白石　和子　手塚　義雅　大嶋　英一　辻　優　水上　正史　西岡　淳　石兼　公博
特命全権大使に任命する（各通）
検事　河村　博
検事長に任命する
検事長　柳　俊夫
願に依り本官を免ずる
（最高検察庁検事）検事　後藤　博
（東京高等検察庁検事）同　園部　丈士
判事に任命する（各通）（以上一月十七日）
○環境大臣臨時代理解職
国務大臣　枝野　幸男
環境大臣細野豪志帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　枝野　幸男
内閣府特命担当大臣細野豪志帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）事務代理を免ずる（以上一月二十日）

内閣府

伊藤　陽子　小林　麻理　佐藤　主光
谷口　綾子　根本　祐二　野城　智也
宮本　和明　柳川　範之　渡　文明
民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（各通）（一月十日）

法務省

○定年退官
熊本区検察庁副検事森康則は、検察庁法第二十二条の規定により一月十八日限り定年退官

外務省

アジア大洋州局地域政策課長に昇任させる（北米局北米第一課企画官）外務事務官　伊従　誠
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）同　山野内勘二
アジア大洋州局地域政策課長事務取扱を免ずる（以上一月二十三日）